

1 いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「和合中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なお、こうした取り組みに当たっては、法の規定をはじめとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となります。

(3) いじめの定義

【法第 2 条】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条）を活用して行う。

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せず直ちに全てを当該組織に報告する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消することはなく、判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害生徒およびその保護者への面談等で確認）子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要。

○いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪をもってのみではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の生徒と他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・いじめの認知件数は少ないが、見逃すといじめに発展しそうな小さなトラブルは少なからず起きています。冷やかしやからかい、かげ口や悪口を言ったり、いたづらをしたりする事案が発生しています。また、SNSによるトラブルの事案も発生しています。

(2) 本校の課題

- ・冷やかしやからかい、かげ口、悪口等、言葉によるものが多いので、日常から言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に行い、インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を保護者と連携して行う必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

- ・生徒がいじめの問題について学び、生徒自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感、自己効力感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケート（学校生活に関するアンケート、教育相談フォーム）やアセス、教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 【表2 いじめ問題への取組年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の生徒の様子、生活ノート等での生徒との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くし生徒たちを見守ります。
- ・いじめに関する情報はどんな小さな情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくります。
- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・教職員がいじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為をすぐに止めます。また、生徒が発見した場合には、すぐに近くにいる教職員に知らせるよう指導します。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。

- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照 ① 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、富山市教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や富山市教育委員会で解決が困難な場合には、警察等の関係機関との連携のもと対応します。

・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。

- ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
- イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
- ウ 状況に応じて、学校設置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらには関係機関等の協力を得て、取り組みます。
- エ 生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。

・いじめた生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行います。

- ア 複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらには関係機関の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
- イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
- ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
- エ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
- オ 警察等の関係機関と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。

・いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。また、「傍観者」に対しては、見て見ぬふりはいじめに対する暗黙の了解であることを理解させ、「傍観者」の中からいじめを抑制する「仲裁者」が出現するような集団の育成に努めます。

・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。

・インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を行います。

・インターネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。

・パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンやパソコンのメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。

- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な障害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 ・ 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合
② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間30日以上欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

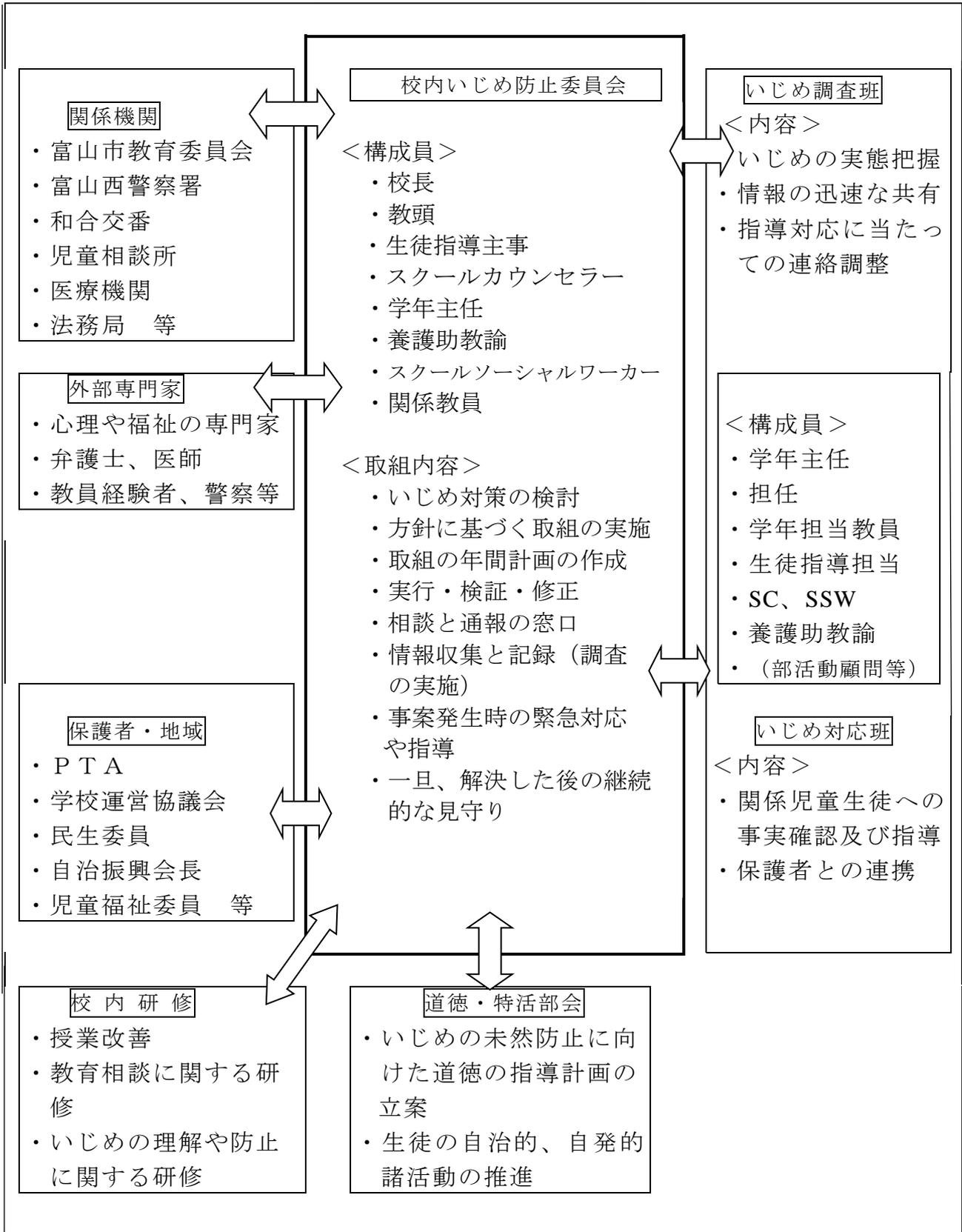
- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態に当たるか否かを市教育委員会と直ちに協議の上、適切に判断します。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・ 事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

【表1 校内いじめ防止委員会】

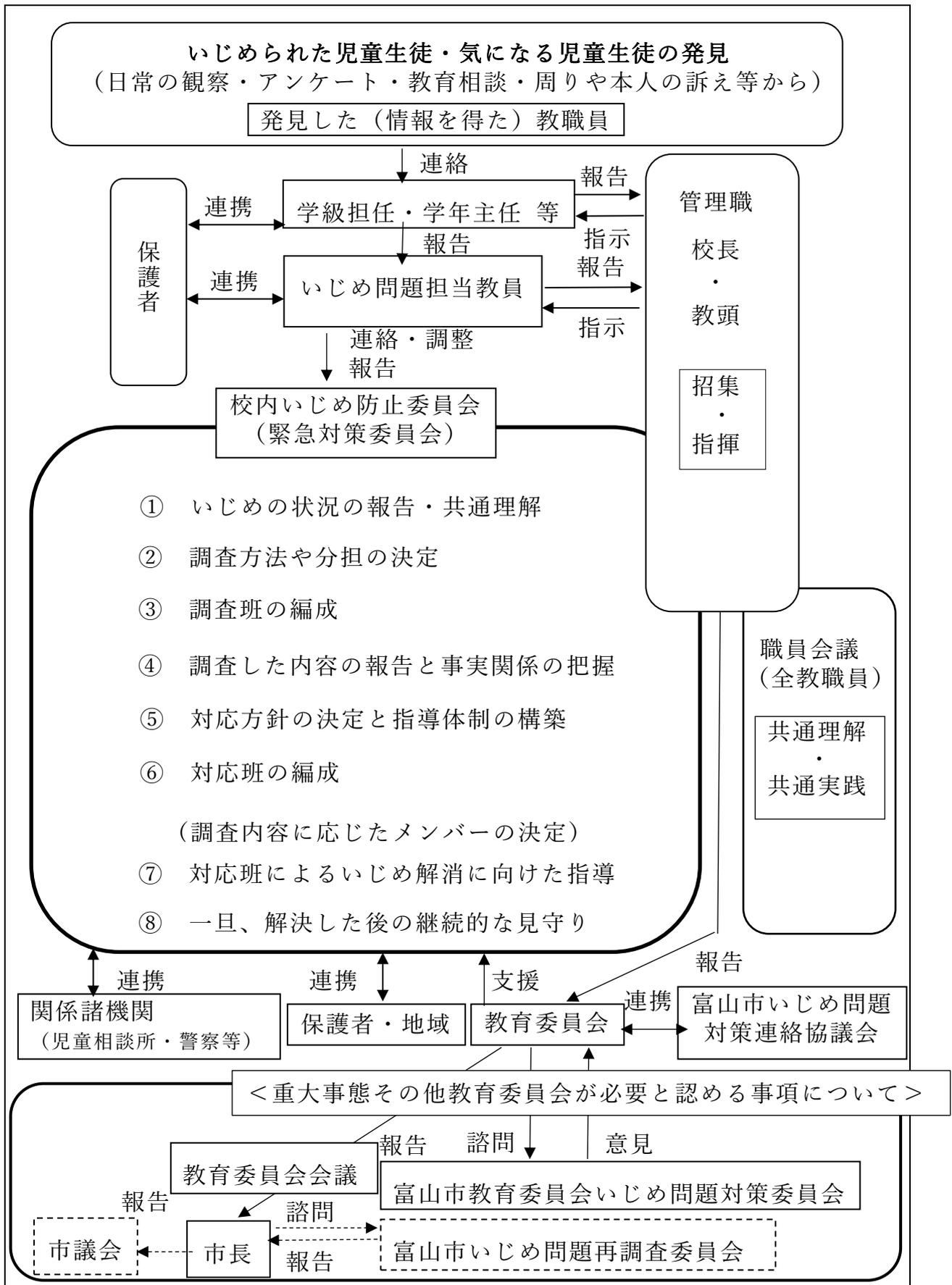
役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	山崎 靖弘	総括		
教頭	吉田みづき	集約		
生徒指導主事	瀬川 裕二	調査班		
スクールカウンセラー	徳田 弘之		対応班	
各学年主任	岡崎 朋哉 上村 祐加 野尻 裕美	調査班	対応班	
養護助教諭	樋口 綾香	調査班		
担任等関係教員	該当生徒担任		対応班	
スクールソーシャルワーカー	米田 直子		対応班	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会	← 事案発生時、緊急対策委員会の実施 →				
	校内いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解				いじめ問題に関する職員研修会①
未然防止への取組	職員会議	PTA 総会、学年懇談会での保護者啓発			
	① 学年・学級づくり ・人間関係づくり (グループ エンカウンター) ・修学旅行(3年)				
早期発見への取組	生徒会を中心とするいじめをなくすための活動				
	学校生活に関するアンケート、教育相談アンケート(フォーム) 生活ノートへのコメントの記入、毎日の教育相談				
	保護者相談会	教育相談週間		保護者懇談会	保護者への学校評価アンケート

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会	← 事案発生時、緊急対策委員会の実施 →						
	校内いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認					いじめ問題に関する職員研修会②	校内いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	② 学年・学級づくり ・人間関係づくり (グループ エンカウンター) ・運動会 ・校外学習(1・2年) ・生徒活動発表会		生徒会による「人権週間」への取組				
	生徒会を中心とするいじめをなくすための活動						
早期発見への取組	学校生活に関するアンケート、教育相談アンケート(フォーム) 生活ノートへのコメントの記入、毎日の教育相談						
	教育相談週間		保護者懇談会	保護者への学校評価アンケート		教育相談週間	

